省　令

○国土交通省令第八十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十九条の八の規定に基づき、道路法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年七月二十五日

国土交通大臣　中野　洋昌

道路法施行規則の一部を改正する省令

道路法施行規則（昭和二十七年建設省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（占用物件の維持管理に関する基準） **第四条の五の五**　法第三十九条の八の国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。 一　道路占用者が、道路の構造若しくは交通に支障を及ぼし、又は及ぼすこととなるおそれがないように、適切な時期に、占用物件の巡視、点検及び修繕その他の当該占用物件の適切な維持管理を行うこと。 二　道路占用者が、次のイ又はロに掲げる占用物件の区分に応じ、当該イ又はロに定めるときに、当該占用物件の安全性を確認した旨を道路管理者へ報告すること。 イ　電柱及び電線並びに水管、下水道管その他これらに類するもの　占用の期間が満了した場合においてこれを更新しようとするとき（許可を受けた道路の占用の期間が五年を超えるものにあつては、当該許可を受けた日から起算して五年を経過したとき及び占用の期間が満了した場合においてこれを更新しようとするとき。）。 ロ　イに掲げるもの以外のもの　占用の期間が満了した場合においてこれを更新しようとするとき。	（占用物件の維持管理に関する基準） **第四条の五の五**　法第三十九条の八の国土交通省令で定める基準は、道路占用者が、道路の構造若しくは交通に支障を及ぼし、又は及ぼすこととなるおそれがないように、適切な時期に、占用物件の巡視、点検、修繕その他の当該占用物件の適切な維持管理を行うこととする。
（新設）	（新設）
三　前号イに掲げる占用物件にあつては、道路占用者が、当該占用物件の点検の実施に係る計画、その実施状況及び結果その他の当該占用物件の維持管理の状況に関する事項のうち、道路管理者（協議会等（法第二十八条の二第一項に規定する協議会その他これに準ずるものをいう。）が組織されている場合にあつては、当該協議会等。以下この号において同じ。）が必要と認めるものについて、当該占用物件の規模若しくは種類その他の事項又は道路の構造若しくは交通の状況その他の事情を勘案して道路管理者が定める期間に一回の頻度で、道路管理者へ報告すること。	（新設）

附　則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。

法規的告示

○厚生労働省告示第二百七号

労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）第九条の四第七項の規定に基づき、令和七年八月一日から令和八年七月三十一日までの間に支給すべき事由が生じた労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定による休業補償給付、複数事業労働者休業給付若しくは休業給付又は令和七年八月から令和八年七月までの月分の同法の規定による年金たる保険給付の額の算定の基礎として用いる給付基礎日額に係る同法第八条の二第二項各号（同法第八条の三第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の厚生労働大臣が定める額は、次の表の上欄に掲げる年齢階層の区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に定める額とする。

令和七年七月二十五日

厚生労働大臣　福岡　資麿

年齢階層の区分	労働者災害補償保険法第八条の二第二項第一号（同法第八条の三第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の厚生労働大臣が定める額	労働者災害補償保険法第八条の二第二項第二号（同法第八条の三第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の厚生労働大臣が定める額
二十歳未満	五、五九六円	一四、〇八七円
二十歳以上二十五歳未満	六、〇四一円	一四、〇八七円
二十五歳以上三十歳未満	六、六三四円	一五、六二五円
三十歳以上三十五歳未満	六、九〇七円	一八、九二五円
三十五歳以上四十歳未満	七、二七一円	二一、七一三円
四十歳以上四十五歳未満	七、四二八円	二三、二四三円
四十五歳以上五十歳未満	七、七二七円	二五、三二一円
五十歳以上五十五歳未満	七、五四八円	二五、九二九円